

## ○愛知県ふぐ取扱い規制条例（昭和五十一年三月二十九日）（抄）

第四条 ふぐ処理師でない者は、業としてふぐの処理をしてはならない。ただし、第十条の規定による届出に係る施設において、ふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて行う場合は、この限りでない。

## ○愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則（昭和五十一年六月三十日）（抄）

第二条 条例第二条第一号の規則で定める有毒部分は、別表に定めるふぐにあつては同表に定める可食部分以外の部分、同表に定めるふぐ以外のふぐにあつてはすべての部分とする。

別表（第二条関係）

ふぐの種類（標準和名）	可食部分
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ	筋肉
ひがんふぐ	筋肉
しようさいふぐ	筋肉 精巣
なしふぐ	筋肉 精巣
まふぐ	筋肉 精巣
めふぐ	筋肉 精巣
あかめふぐ	筋肉 精巣
とらふぐ	筋肉 皮 精巣
からす	筋肉 皮 精巣
しまふぐ	筋肉 皮 精巣
ごまふぐ	筋肉 精巣
かなふぐ	筋肉 皮 精巣
しろさばふぐ	筋肉 皮 精巣
くろさばふぐ	筋肉 皮 精巣
よりとふぐ	筋肉 皮 精巣
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉 皮 精巣
はりせんぼん	筋肉 皮 精巣
ひとつらはりせんぼん	筋肉 皮 精巣
ねずみふぐ	筋肉 皮 精巣
はこふぐ	筋肉 精巣
この表の上欄に掲げるふぐの種類の中間種	当該ふぐの種類に対応する下欄のいずれにも掲げられている部分